

「建設リサイクル推進計画2014」 の策定について

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室

きのした けんすけ
施工環境係長 木下 賢祐



はじめに

わが国が限られた資源のなか持続可能な発展を継続していくためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を形成していく必要があります。

なかでも建設産業は、廃棄物の排出量および最終処分量がともに産業全体の約2割を占めているため、先導的な役割が求められています。国土交通省ではこれまで、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の制定や、「建設リサイクル推進計画2008」の策定など建設リサイクルを推進するための環境整備に取り組んできました。その結果、平成24年度建設副産物実態調査¹⁾では建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96.0%まで向上しており、各種施策を展開してきた成果が着実に出ていと捉えています。

しかしながら、再資源化・縮減率が十分向上したとは言い難い品目も一部みられます。また、建設廃棄物の排出量自体は前回調査に比して増加傾向となるなど循環型社会を実現する上で最優先とされている発生抑制の取り組みはまだ十分とは言えない状況です。また、近年の多様な社会状況の変化を踏まえ、従来とは異なる建設リサイクルの

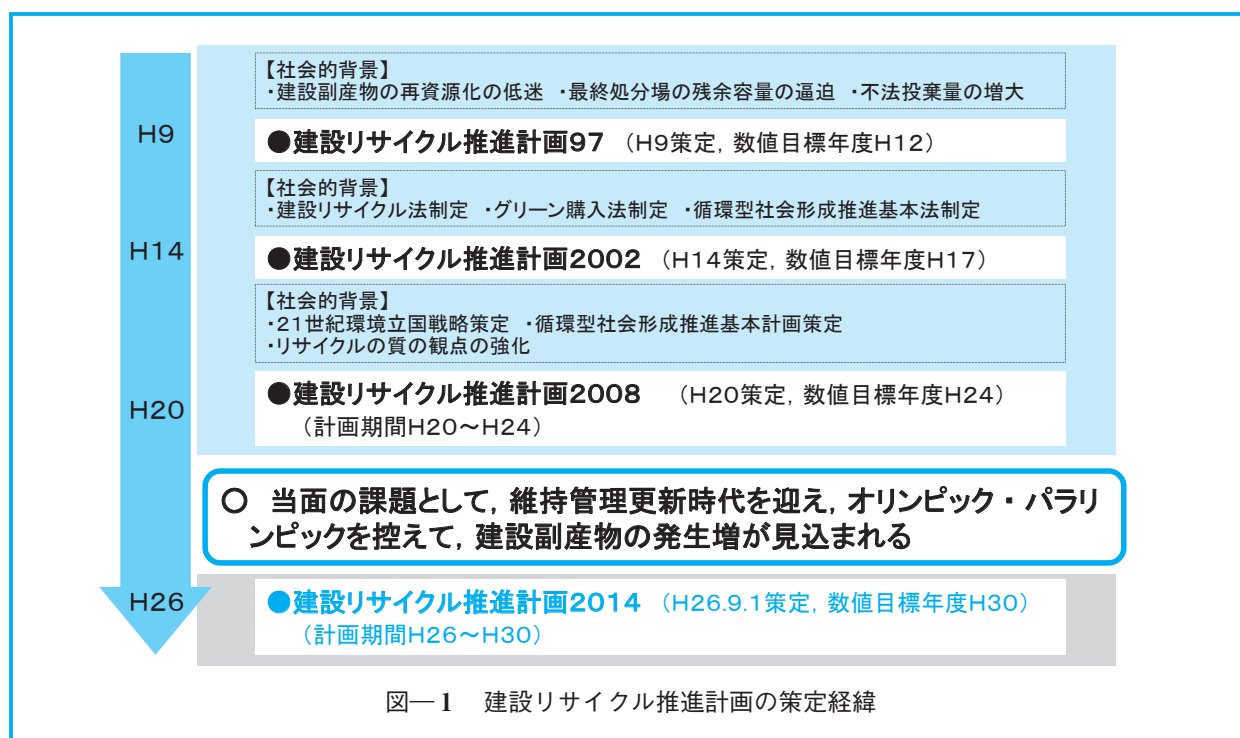
取り組みの必要性も想定されています。

このような観点から、国土交通省では今般、国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を策定しました。本稿ではその内容について解説します。



建設リサイクル推進計画の 策定経緯

図—1に示すとおり、建設リサイクル推進計画は平成9年以来、3次にわたり策定してきており、今回が第4次の計画となります。計画策定までの流れですが、社会資本整備審議会環境部会ならびに交通政策審議会交通体系分科会環境部会の各々の下に設置されている有識者委員会である「建設リサイクル推進施策検討小委員会」（委員構成は図—2参照）において、平成26年4月から7月にかけて計3回の合同会議を開催し、6月のパブリックコメントも踏まえ、8月に小委員会として「建設リサイクル推進に係る方策」²⁾をとりまとめ・ご提言を頂きました。その提言を踏まえ、平成26年9月1日に「建設リサイクル推進計画2014」³⁾を策定・公表しました。



3 「建設リサイクル推進計画2014」の概要について

本章では、「建設リサイクル推進計画2014」の主なポイントについて解説します。

全体構成は、

1. 本計画の位置づけ
2. 中期的に目指すべき方向性
3. 新たに取り組むべき重点施策
4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策

という4章構成となっています。

1. 本計画の位置づけ

- (1) 計画策定の背景と目的
- (2) 計画の実施主体と対象
- (3) 計画のフォローアップ

の建設リサイクルをどのような目的でどのような実施主体で進めていくかを簡潔に記しています。

(1) 計画策定の背景と目的

建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成24年度時点で96.0%と着実に向上する中、排出量

自体は前回調査（平成20年度）に比べ13.9%増加したこと、不法投棄・不適正処理量は減少傾向であるものの、建設系廃棄物が約75%を占めていること等を踏まえ、引き続き発生抑制、適正処理といった建設リサイクルの施策を推進することの必要性を記しています。

(2) 計画の実施主体と対象

国土交通省直轄工事や地方公共団体等が実施する全ての国土交通省所管公共工事のみならず、他省庁や民間等が行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議および各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、本計画が反映されることへの期待や、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年とすることを記しています。

(3) 計画のフォローアップ

本計画に示した目標の達成状況および取り組み・施策の実施状況について、毎年の建設副産物物流のモニタリング調査や従来からの建設副産物実態調査等により把握・評価すること、これらのフォローアップや取り組み、施策の具体化にあたっては、適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の有識者を含め助言等を頂き

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会 委員名簿

委員長 嘉門 雅史 京都大学 名誉教授

委員 石田 東生 筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授

出野 政雄 (公社) 全国解体工事業団体連合会 専務理事

大塚 直 早稲田大学法学部 教授

織 朱實 関東学院大学法学部 教授

崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー

佐藤 泉 弁護士

杉山 涼子 常葉大学社会環境学部 教授

富田 育男 (一社) 日本建材・住宅設備産業協会 専務理事

中村 新 (一社) 全国建設業協会 環境専門委員会副委員長

古市 徹 北海道大学大学院工学研究院 特任教授

細田 衛士 慶應義塾大学経済学部 教授

三本 守 (公社) 全国産業廃棄物連合会 理事・建設廃棄物部会長

村上 泰司 (一社) 住宅生産団体連合会 産業廃棄物分科会委員

野城 智也 東京大学生産技術研究所 教授

米谷 秀子 (一社) 日本建設業連合会 環境委員会建築副産物部会長

(五十音順、敬称略)

図一 2 「建設リサイクル推進施策検討小委員会」委員名簿

効果的な施策の実施を図ることを記しています。

2. 中期的に目指すべき方向性

(1) 主要課題

①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応、②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題、③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献、の3つを掲げています。

このうち①に関しては今後の社会資本や住宅・建築物の更新・解体工事や2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事等の本格化、大規模トンネル事業の進展、将来的な大規模災害発生の予見等を背景として挙げています。

②では近年の大都市圏における再生クラッシュランの需給ギャップによる滞留懸念など、従来の全国一律的な施策のみでなく地域が抱える課題に応じた施策の必要性について言及しています。

③に関しては「建設リサイクル推進計画

2008」の基本的な考え方（関係者の意識の向上と連携強化、他の環境施策との統合的展開、民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進）の観点の施策継続の必要性を示しています。

(2) 品目毎の課題

建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥、建設発生土、コンクリート塊の各リサイクルフローを用い、見受けられる課題および推察される要因について記しています。

建設混合廃棄物については、課題1：直接最終処分29%の再資源化施設等への搬出促進、課題2：再資源化施設経由最終処分13%の再資源化の促進、課題3：工事量に影響されずに適切な評価が可能な指標への切替え、といった対応すべきポイントを整理しています。

建設発生土については、課題1：内陸受入地への搬出64%の工事間利用の促進、課題2：民間一時ストックヤード等での不適切な取扱いによる公衆災害の抑止、といった対応すべきポイントを整理しています。また、他の品目につい

でも同様に整理しています。

(3) 目標設定

- 対象品目別に評価指標および本計画の平成30年度目標値を示しています。整理すると表—1のようになりますが、アスファルト・コンクリート塊およびコンクリート塊については現在の高い再資源化率が低下しないように維持。
- 建設発生木材については引き続きこれまでの目標値の達成を目指す。
- 建設汚泥についてはこれまでよりも高い数値目標を設定し達成を目指す。
- 建設混合廃棄物および建設発生土については新たな指標および目標値を設定。

としています。

新たな指標に関しては、建設混合廃棄物は建設工事現場での個別品目分別の徹底と再資源化施設でのリサイクル率向上の双方を総合的に推進する観点から、建設混合廃棄物排出率と再資源化・縮減率の2つの指標への変更、建設発生土は従来の搬入側（利用側）での有効利用率から搬出側での有効利用率への変更および有効利用の範囲を従来の現場内利用や工事間利用だけでなく適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等も追加する、としています。

3. 新たに取り組むべき重点施策

建設副産物物流のモニタリング強化、地域固有の課題への対応強化、建設副産物の発生抑制および再資源化・縮減、建設廃棄物由来の再生資材の利用促進、建設発生土の有効利用および適正処理の促進強化などの7分野について計16の重点的に取り組むべき新たな施策を下記のとおり示しています。

このほか、建設副産物物流のモニタリング手法等の概要、再生クラッシュランの利用促進を図るための施策、建設混合廃棄物・建設発生木材・建設汚泥の再資源化・縮減率の向上を図るための施策、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムおよび内陸受入地での取扱い等に関する情報を把握するためのシステムの概要についても具体的に示しています。

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

- ① 民間も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。

- ② 建設副産物の再資源化・縮減率等の状況

表—1 「建設リサイクル推進計画2014」の評価指標と平成30年度目標値

対象品目	評価指標	平成24年度 目標 (推進計画2008)	平成24年度 実績	平成30年度目標	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.5%	99%以上	再資源化率が低下しないよう維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.3%	99%以上	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	94.4%	95%以上	引き続き目標達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	82%以上	85.0%	90%以上	より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率 ^{※1}	—	3.9%	3.5%以下	指標を排出量から建設混合廃棄物排出率 ^{※1} と再資源化・縮減率に変更
	再資源化・縮減率	—	58.2%	60%以上	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	96.0%	96%以上	より高い数値目標を設定
建設発生土	建設発生土有効利用率 ^{※3}	—	—	80%以上	指標を利用土砂の建設発生土利用率 ^{※2} から建設発生土有効利用率 ^{※3} に変更

※1 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2 土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3 建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進および再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年の建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。

- ③ 地方公共団体や産業廃棄物業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、ストック状況等の物流を把握し、そのデータを基に必要なに応じて利用徹底・拡大を推進する。

(2) 地域固有の課題解決の促進

- 各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、地方公共団体と連携して関係業界と意見交換の場を設け、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に地域固有の課題を抽出し、民間も含めた受発注者とその解決を図る。

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

- 再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すため、地方公共団体と連携してバイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

- 個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

- ① 建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取

り組みを推進する。

- ② 建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請し、取り組みを推進する。

- ③ 建設廃棄物の再資源化を推進するため、関係業界との連携の下で個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

- ① 建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標（再生資材利用率など）を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な民間も含めた受発注者への利用徹底を要請し、利用への取り組みを推進する。

- ② 建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。

- ③ 資材製造者等の関係者に対して、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

- ① 建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。

- ② 建設発生土の内陸受入地での不適切な取扱いを抑止するため、その取扱い等に関す

る情報を把握するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。

- ③ 建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするための内陸受入地の選定等を努める。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ④ 関係者と連携して、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について一般市民への理解促進を進める。

4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策

前回の「建設リサイクル推進計画2008」で掲げた各種施策のうち、中長期的に取り組んでいくべきものや、一部改善しつつ引き続き推進していくべきものについて、下記の10分野別に計37施策を示しています。なお、誌面の都合上、各施策は割愛しますので、詳細は参考文献³⁾でご確認ください。

- (1) 情報管理と物流管理（2 施策）
- (2) 関係者の連携強化（3 施策）
- (3) 理解と参画の推進（4 施策）
- (4) 建設リサイクル市場の育成（3 施策）
- (5) 技術開発等の推進（5 施策）
- (6) 発生抑制（3 施策）
- (7) 現場分別（4 施策）
- (8) 再資源化・縮減（2 施策）
- (9) 適正処理（4 施策）
- (10) 再使用・再生資材の利用（7 施策）



おわりに

今回、「建設リサイクル推進施策検討小委員会」のご提言を踏まえ策定した「建設リサイクル推進計画2014」に基づき、国土交通省では今後、「新たに取り組むべき重点施策」で示した建設副産物物流のモニタリング強化や建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化などについて具体的取り

組みを進めていく予定です。

また、本計画は国や地方公共団体から民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的としており、国土交通省はもちろんのこと、関係省庁、地方公共団体、民間事業者、建設業者、産業廃棄物業者、資材製造者、コンサルタント業者など多岐にわたる関係者が本計画を踏まえ、建設リサイクルの推進に一層取り組んで頂けるよう、今回の策定背景・経緯、趣旨等について様々な場面・機会において説明・普及活動に努めていく予定です。

建設リサイクルについては、これまでの二十年近い活動の結果、一定の成果を得てきたところですが、社会全体として継続的な対応が必要であると考えており、建設業界・産業廃棄物業界・資材製造業界をはじめ、建設リサイクルの関係者の皆様にはこれまでと同様、引き続きご協力を頂きますことを切に願う次第です。

謝辞：

「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の開催・審議および「建設リサイクル推進に係る方策」の提言とりまとめを頂きました嘉門雅史委員長をはじめ、同委員会の有識者委員の先生方ならびに関係業界団体からの代表委員の皆様より多大なるご尽力・ご協力賜りましたこと、ここに記して謝意を表します。

【参考文献】

- 1) 国土交通省記者発表資料「平成24年度建設副産物実態調査結果について」, http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000058.html (2014年3月)
- 2) 国土交通省記者発表資料「社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会「建設リサイクル推進に係る方策」の公表について」, http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000070.html (2014年8月)
- 3) 国土交通省記者発表資料「建設リサイクル推進計画2014」の策定について, http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000072.html (2014年9月)